

## 令和6年度 学校経営の概要

校長 杉水 純子

### I 学校経営の基本方針

#### 「チーム行田西として信頼される学校」をめざす。

チーム行田西：担任だけでなく、学年、分掌、校内の職員と同一歩調で連携して組織で対応する。教職員の「和」を基本とし、報告・連絡・相談を徹底する。

信頼される学校：児童の充実した学校生活をめざす。

- ・教職員との関係はもちろん、授業、行事、学校生活が充実している。
- ・生徒指導の問題があっても、児童が指導されたことに納得できて下校できるように対応し、保護者にも説明ができています。

- 児童一人一人の理解に基づく教育活動のもと、児童の自己肯定感を高め個性の伸長を図り、将来社会の中で「力強く生き抜く力」を育成する。
- 学習指導要領の趣旨及び学校と地域の実態を踏まえた特色ある教育活動の編成と運営に努める。
- 各教科、特別活動、総合的な学習の時間等全教育活動を通して、豊かな心の育成に努める。
- 研修の充実を図り、教職員の資質向上に努める。
- 学習環境としての学校施設、設備の機能的な運用と安全管理、環境整備に努める。
- コミュニティスクール（今年度より実施）の充実を図り、保護者及び地域社会との連携を深め開かれた学校づくりをめざす。

### II 学校教育目標

#### 「心身ともに健康で実行力のある児童」の育成

- ◎よく考え、進んで学習する児童（知）
- ◎明るく、思いやりのある児童（徳）
- ◎健康で、がんばりとおす児童（体）



#### 実行力

学校開校時から行田西小が目指しているもの。

校章にも「実行力」を示す6つの三角形が表現されており、生きて働く知性、生きて働く徳性、生きて働く体育の力がつくことを目指している。実行力を身につけていくためには、様々な事象を正しく把握し「感じる・考える・実行すること」「認め合い協力し合うこと」が重要であると考えている。

# 1 めざす児童像

## 《児童の実態》

- 昨年度の全国学力学習状況調査から、本校児童は国語科の力はほぼ全国平均と重なるが、算数科においてはわずかに全国平均を下回る。また、「聞く・話す力」は平均値であるが、「書く力」は一昨年度に続き若干低めである。
- 素直な性格でまじめで優しい児童が多い。反面、正しく話を理解したり自分の考えを伝えたりすることが苦手である。指示待ちが多く精神的に打たれ弱い面もある。また、場に即した挨拶や言葉遣いに課題がある。
- 新体力テストの結果から、児童の体力はコロナ禍に影響されることなく、ここ何年間も横ばいである。昨年度は、管理下のけがによる事故報告が約20件で、一昨年度の半分近くまで減少した。また、在籍児童の約5パーセントに食物アレルギーが見られる。
- 特別支援学級は、わかば学級（知的）4学級とあおば学級（自閉情緒）4学級で、昨年度よりも学級数が1増となった。在籍児童は50名を超え、約60パーセントが学区外通学である。ニーズに即した適切な指導・支援のもと、個々の成長が遂げられるよう努めることが重要である。
- 昨年度から外国にルーツを持つ児童の転入が増えている。児童本人のみならず家族全員が日本語を話せない家庭もあり、意思の疎通を図りながら教育活動を推進していくための手立てが必要である。

以上を踏まえ、学校教育目標の具現を念頭に、3つの「めざす児童像」について述べる。但し、これらは双方向的に影響し合い、児童の健全育成に寄与するものであり、生徒指導の機能を十分に生かした上で推進していくことが前提となる。

### ◎よく考え、進んで学習する児童（知）

#### 「聞く力・話す力・書く力」

- 学習指導要領の根幹である「主体的・対話的で深い学び」に沿い「聞く・話す」力を鍛えるために、全教育活動において適切に児童同士が対話する場を設定する。同時に、話し合いの基となる自分や他者の考え、根拠となる事柄、結論を「書く」作業を適切に取り入れ、論理的思考を高めていけるよう工夫する。
- 「聞く・話す・書く」力の習得は、現在においても未来においても個を重んじ互いに協力し合い、充実した日常生活を送るために重要であると考えます。
- 少人数指導や専科授業を充実させ、丁寧な学習支援を通して児童一人一人の「わかる」「できる」を実感させ学習意欲の向上を図る。

「聞く」・相手を尊重し、話していることを最後まで受容的に聞くことができる。

- ・話し手に注目し、自分の考えと比較したり相手の考えを付け足したりしながら聞くことができる。

「話す」・自分の伝えたいことを、根拠を明確にして相手にわかりやすく工夫し話すことができる。

- ・疑問に感じた点について、適切に質問をしたり意見を述べたりできる。

- 「書く」・思考の流れや深まりが明確となるよう、事象や自他の考えを順序だててわかりやすく記録することができる。
- ・記録したことを学びを深めるためのツールとしたり、振り返りの手立てとしたりすることができる。

### ◎明るく、思いやりのある児童（徳）

#### 「道徳的实践力」

- 「特別の教科 道徳」導入の意義を理解し、「考え議論する道徳」に向けた授業改善を推進する。
  - 日常生活の中での出来事やメディアを通して得られる情報に着目させ、自らを律し（情報モラルを含む）誰に対しても平等且つ公平に接することの重要性に気付かせる。
  - 児童自身が、好ましい人間関係の中で力を合わせてやり遂げる機会を設け達成感を味わわせる。
- ・道徳の授業を通して、自己や他者の良さに気付き、時代の求める社会の在り方を自らの課題として捉え考えを深めることができる。
  - ・多様性を理解し、互いの特性や良さを認め合い協力することができる。
  - ・いじめ根絶や規律順守のための取り組みを行うなど、主体的に明るく楽しい学校づくりを行おうとすることができる。

### ◎健康で、がんばりとおす児童（体）

#### 「健康・体力の保持増進」

- 全教育活動を通して、児童の実態を考慮しつつ体力の向上に取り組める機会を設けたり、奨励したりする。
  - 健康的な生活を心掛けるとともに、けがに留意し衛生的な生活が送れるようにする。
- ・体づくりに関し自分に合った目標や役割等を明確にして、安全に留意し意欲的に活動ができる。
  - ・給食指導を含む食育を推進していく。食に携わる方々に感謝し、自身の適切な食事量や栄養バランスを把握するとともに、段階的に偏食の解消に向けた努力ができる。
  - ・健康や安全に関わる危機管理意識を持ち、病気やけがの予防に努めることができる。

## 2 めざす教職員像

**チーム行田西として同じ目標に向かって同一歩調で行動するために「和」を大切に信頼できる教職員集団づくりを行う。**

- (1) 明るく、優しく、互いの気持ちに寄り添い合い、同僚・児童・保護者から信頼される教職員

- ①「笑顔」で周囲と接し、相手の SOS を察知し率先して声を掛け親身になって考え解決しようと努める。
- ②互いの良さを認め合い、好ましいコミュニケーションをとることができる。
- ③学校として取り組むことに、同一歩調で協働できる。
- ④自らの役割を自覚し職責を果たすと共に、積極的に学校経営に参画する教職員をめざす。

## (2) しっかりとした児童理解に基づいた個に向き合った指導のできる教職員

- ①学級経営の充実と児童一人一人の居場所づくり
  - ・特に年度始めの児童との出会いや日常的な人間関係を重視する。
- ②障害を抱える児童や外国にルーツを持つ児童への必要に応じた適切な個別の支援
- ③共感的理解の中で自己存在感、自己決定の場のある生徒指導の機能を生かした授業

## (3) 授業力向上を目指し「わかる授業」を具現する教職員

- ①学習指導要領に基づく授業改善の推進
- ②定められた評価規準に基づく評価及び指導と評価の一体化
- ③校内研究の充実と日常的な教員同士の授業参観
- ④若年層教員の授業力向上をめざすボトムアップ式の研修の充実
- ⑤教育委員会が開催・後援する校外研修への参加

## (4) 働き方改革を推進し、身心の健康に留意できる教職員

- ①課題解決や生徒指導は、報連相を徹底し組織で対応していく。
- ②OJT の活用を図るとともに、必要に応じ分掌等の課題に複数で取り組むことができる。
- ③ICT 機器や校務支援システムを有効活用する。
- ④勤務時間外の 1ヶ月 在校時間 4.5時間以内 を目指せるよう、各自目標申告シートに、業務改善の手立てを明確にするとともに適宜振り返りを行いながら実践につなげる。
- ⑤モラールアップ委員会を中心としたノー残業デーの推進とスローガンの掲示を行う。また、適宜働き方改革に関する提案を、管理職や全体に行っていく。
- ⑥複数顧問の配置で、部活動に関わる仕事や役割を分担したり、活動の仕方を工夫したりする。
- ⑦学校行事の在り方を安易にコロナ禍以前に戻すのではなく、精査して決定する。

## 3 めざす学校像

- 気持ちの良い挨拶ができる学校
- いじめを許さない、見逃さない学校
- 学ぶ楽しさと喜びのある学校
- 一人一人の個性が尊重される学校
- 人の話をしっかりと聞くことができる児童や教職員がいる学校
- 安全で美しく整備される学校
  - (配膳台、靴の踵、掲示物、紙くず、トイレのサンダル —使う場所をきれいに)
- 地域に開かれ保護者に信頼される学校 (コミュニティスクールの活用)

### Ⅲ 経営の重点目標

#### 1 生きて働く確かな学力を育む。

カリキュラムマネジメントを活用して教科横断的な年間計画づくりを行い、教科での学びが他教科や領域、日常生活の中でも生かされるよう工夫する。

##### (1) 基本的な学習習慣づくり

- ①授業中の学習ルールや学習マナーの徹底を図り、学習に必要な持ち物をきちんと準備させる。
- ②教材や教具、学習形態、反復学習、ICT を有効活用し、学習意欲の向上を図る。
- ③児童個々の実態を把握し、個に応じた支援ができるようにする。
- ④教室は授業中に間違っても良いところであると認識させ、多様な考え方に触れ、より良く判断して学びを深めていくことの大切さを確認する。
- ⑤発達段階や学級の実態、学習の進捗を考慮した宿題はもとより、個に応じた宿題も柔軟に提示し、家庭学習の習慣化に努める。
- ⑥読書や音読の機会を設け、児童の視野を広げるとともに読解力の向上を図る。

##### (2) 思考力、判断力、表現力の育成を目指した授業改善の実施

- ①児童自らが学習のめあてを持ち能動的に学習に参加できるよう、児童の知的好奇心を揺さぶる発問を工夫し、「わかった」「できた」を実感できる授業実践に努める。
- ②授業の中で、自分で考える時間、自分の考えをまとめる時間を保障するとともに、対話や話し合いなどの学び合いの場を取り入れていく。
- ③ノート指導を適切に行い、学習の流れを把握して振り返りができるようにする。
- ④図書やインターネット、地域の人的・物的資源の活用を図り、情報や知識の拡充を図って学習を深める。
- ⑤学年で評価規準を決めて学習活動の全体における児童の学びの姿を正しく評価し、次の活動への意欲の向上や新たな学習課題の設定につなげる。

##### (3) 特別支援教育の充実とユニバーサルデザインを取り入れた授業

- ①あおば学級及びわかば学級の意義や学校生活を理解し協働できるよう、特別支援学級担任による通常学級での授業を年1回以上実施する。
- ②あおば学級及びわかば学級在籍の児童が通常学級での交流授業を希望している場合は、特別支援に関わる教職員で協議し実施の可否を判断する。転籍についても同様に判断を行い、必要に応じ関係機関につなぐ。
- ③合理的配慮を念頭に、児童にとって「あったらいいな」と思える支援を行うために、指示等を視覚化したわかりやすいカードや掲示物等を準備し活用する。
- ④児童の特性を鑑み、一日の教育活動の予定を示し見通しを持たせる。
- ⑤全教室の掲示物の場所や色、形等をできるだけ統一する。
- ⑥特性に即した指導計画・支援計画を学習に生かす。

##### (4) GIGA スクール構想の取り組み／タブレットや電子黒板の効果的な活用

- ①スモールステップ→学習ルールの徹底→毎日継続という手順を基本とし、最初は教師がリードして、段階的に児童に任せられるようにする。

- ②ID やパスワードの保管や変更を含む個人情報保護を原則とし、機器の管理及び情報モラルや情報リテラシーの徹底を図る。
- ③児童の実態や発達段階を考慮し、適切に ICT を取り入れ学力向上を図ることをゴールとする。ICT を使うことそのものがゴールではない。

#### (5) 船橋市教育大綱の具現

- ①主権者教育は児童の実態や発達段階に応じ、学級→学年→学校の課題や地域に目を向けた学び合いができるように計画・実践を行う。
- ②環境教育は児童の実態や発達段階を考慮し、体験や観察、調べ学習等を通して段階的に身近な自然や地域の自然、環境問題に目を向け、自然を尊び共生への理解や環境保護・環境保全についての考えや理解が深められるよう計画・実践を行う。
- ③人権教育は守られるべき権利と多様性への理解を深める機会を適切に学習に取り入れるとともに、状況に応じ生徒指導と両輪をなすよう教育活動全体を通して行う。
- ④教科・領域毎の年間計画に主権者教育、環境教育、人権教育に関わる単元であることがわかるようにする。

#### (6) 外国にルーツを持つ児童や多様性への理解

- ①他国の言語や文化を尊重しつつ適切にコミュニケーションを図り、児童が日本の学校教育に慣れ参加できるようスモールステップを踏んでいく。
- ②可能な範囲で日本語指導の時間を設けたり、翻訳機の活用を図ったりする。また、必要に応じ関係機関の協力を得て、保護者と意志の疎通がとれるように配慮する。
- ③「これが当たり前」と決めつけることなく多様な生き方や考え方に寄り添い、個々の困り感が解消できるように可能な範囲で対応を行う。

## **2 人間関係づくりを大切に、豊かな心を育む教育を推進する。**

### (1) 好ましい人間関係を育み温かい学級経営を具現する手立て

- ①日常的な観察や保護者及び地域からの情報、教育相談、アンケート、心のポストの活用
- ②励ましカード、ありがとうカード、ふわふわ言葉、今日の良いことの発表
- ③特別支援教育の推進と可能な範囲での合理的配慮
- ④学校いじめ防止基本方針に即した組織的な対応と不登校対応
  - ・担任が一人で問題を抱え込まない。報告・連絡・相談を行い、必要に応じ SC や他の教職員、関係機関との連携を図る。
- ⑤互いに認め合い、協力し合う大切さを経験できる学級活動

### (2) 日常的なルールやマナーの指導

- ①場に応じた気持ちの良い挨拶、基本的な生活習慣「行田西小よいこの1日」
- ②衛生的な身なり、ハンカチやティッシュの準備
- ④名札や校帽の着用

### (3) 読書活動の推進

- ①朝読書や週1時間の読書の時間の活用、読書祭り、図書マスターの認定、ボランティアや教員による読み聞かせ
- ②「お話給食」のような読書活動とタイアップした取り組みの工夫

#### (4) 全教育活動の中での道徳教育の推進

- ① 考え議論する道徳の授業改善と授業公開
- ② 道徳的実践力を高める称賛や認め合い
- ③ 異学年交流（兄弟学級、全校縦割り清掃、ともだち集会、青空交流、学校行事）
- ④ 日常的な清掃活動や保護者参加の全校草取りによる環境美化
- ⑤ 児童の主体的ないじめ根絶や他者理解につながる集会・発表、規律遵守の取り組み（児童会活動を中心に）
- ⑥ 多様性への理解促進と人権教育

### **3 将来にわたって健康で安全な生活を送るための生活習慣の育成に努める。**

#### (1) 基本的な生活習慣の確立

- ① 早寝、早起き、朝ご飯→免疫力向上
- ② 望ましい食習慣
- ③ 学習物等持ち物の準備
- ④ 長期休業前に配付する「〇〇休みのすごし方」の確認

#### (2) 安全指導

- ① 避難訓練の実施
  - ・ 災害や不審者対応、シェイクアウト訓練、引き渡し訓練
  - ・ 避難経路の確認と必要に応じた見直し
- ② 登下校の安全の推進
  - ・ 通学路の安全確認
  - ・ 自然災害、事件・事故等の緊急事態時は、安全確認がされるまで児童を帰宅させず、場合によっては保護者への引き渡しを行う。
  - ・ 登下校時刻の順守
  - ・ スクールガードや保護者との連携
- ③ 交通安全教室（歩行訓練、自転車の乗り方）と日常的な交通安全への声掛け
- ④ 学校生活における危険予測及び回避の指導
  - ・ 授業における道具・用具の使い方や学習にふさわしい服装や行動
  - ・ 校内や校庭での過ごし方や遊び方
  - ・ 廊下や階段での歩行
  - ・ 部活動における注意
- ⑤ 安全点検の実施と修繕の徹底

#### (3) 生涯にわたり運動や体力作りに取り組む態度の育成

- ① 体力強化月間、縄跳び、外遊びの推進
- ② 特に「なかよしタイム（ロング昼休み）」は教員も進んで、屋外で指導する。
- ③ 体育科においては、個にあっためあてを持ち、運動量の確保に努めるとともに、運動の楽しさを感じられる授業を大切にする。
- ④ 体育科における新体力テストの活用
- ⑤ 運動会の実施

## 4 保護者、地域と共に学ぶ開かれた学校づくりを推進する。

### (1) 教育活動の積極的な公開と情報発信及び情報収集

- ①学校便り等手紙の発行と配付及びHP掲載（ホームページの充実）や学校連絡メールでの配信（紙ベースでの手紙配付を減らす方向）
- ②授業参観や土曜参観の設定
- ③学校連絡メールの機能を生かした更なる活用
- ④学校評価の実施、活用、公開
- ⑤欠席及び遅刻連絡のアプリの活用（英語バージョンを導入済）

### (2) 保護者、地域との連携

- ①コミュニティスクールの導入・活用
- ②スクールガード連絡調整会議の実施
- ③教育相談日の設定
- ④個人面談日の設定
- ⑤幼保小交流会の実施
- ⑥六校連絡会議の実施（1000カ所ミニ集会を含む）
- ⑦読み聞かせボランティア、校外見学の保護者のボランティア
- ⑧PTAとの連携（草取り、校内美化活動、本部役員会、PTA主催の行事）
- ⑨地域の運営会議や行事への参加、情報交換、協力・連携
- ⑩出前授業やゲストティーチャーの活用、地域の施設や設備等の見学

## 5 信頼される学校づくりをめざす。

### (1) 不祥事ゼロを目指し、自分事としてとらえ、信頼される学校づくりを行う。

※気になる点については声掛けや確認、管理職への報連相を必ず行う。

#### ①個人情報

- ・個人情報の取り扱いを守り、紛失することのないよう保管するとともに、持ち出しのときは管理職に許可を得る。
- ・保護者とのやり取りは慎重に行う。また、必要に応じ複数対応を行う。
- ・転出入の書類の管理は、簿冊に綴じ込むまでを確実にを行う。（金庫保管は△）
- ・パスワードは、他人に知られないように配慮する。また、ユビキーは紛失しないよう丁寧に扱い、毎日所定のケースから出し収納する。

#### ②わいせつセクハラ

- ・管理職に許可を得ない児童とのメールのやりとり、自家用車への同乗は禁止とする。メールアドレスの収集は用途（事務連絡）を明確にし、管理職の許可を得て名簿へ記入する。また、ライン等のアプリについても同様とする。卒業した児童についても、成人年齢に達するまでは同様の扱いとする。
- ・部屋の私物化を避け、死角をなくす。管理職やPTAと供に点検を実施する。
- ・セクハラ担当を位置づけ「セクハラ相談箱」（心のポスト）を設置する。



③飲酒運転、自動車事故

- ・飲んだら乗らない。昨晚の飲酒にも注意。安全運転。
- ・車での出張の後先にアルコールチェックを受け、簿冊に記録する。
- ・自動車事故を起こした場合は、軽微であっても警察と管理職に連絡をする。

④公金の管理

- ・現金は原則学校には置かない。部費の管理は保護者に依頼する。
- ・会計処理は各担当が行い、複数の目でチェックをする。また、PTAの監査を受ける。

⑤体罰

- ・感情的に指導しない。カッとしたら、「6秒ルール」で冷静になる。
- ・言葉の選び方や口調に留意する。

⑥不祥事根絶研修

- ・自分事と考えられるような参加型の研修や外部講師を招いての研修、県の動画視聴を実施する。

**(2) 提出文書の取り扱いに留意する。**

- ①期限：提出期限を守る。遅れた場合は、管理職へ報告し相談する。
- ②決裁：校外へ提出する文書は、決裁を受けてから提出する。
- ③保管：提出した文書は職員室の簿冊にとじこみ保管する。
- ④保管方法：提出先ごとに簿冊が分かれているので、「依頼文書」と「提出文書」と「決裁伺い」と一緒に保管する。
  - ・分掌に応じて簿冊を作る場合は県事務に報告する。